

テロ資金提供処罰法の一部改正について

FATF勧告を踏まえ、テロ資金等の提供・収集の処罰範囲を拡大する

① 客体の追加(物質的支援の提供・収集の犯罪化)

資金

+

資金以外の土地, 建物, 物品, 役務その他の利益

② テロ協力者による資金等の収集, 間接的な提供・収集の犯罪化

